

「中之島4丁目用地における未来医療国際拠点整備・運営事業に係る有識者会議」開催要綱

(目的)

第1条 計画調整局長は、中之島4丁目用地における未来医療国際拠点整備・運営事業（以下「本事業」という。）について、事業目的に沿って長期的に事業展開をしていくことのできる安定的な事業運営スキームを維持するため、外部有識者から専門的見地による意見を聴取することを目的として、「中之島4丁目用地における未来医療国際拠点整備・運営事業に係る有識者会議」（以下「会議」という。）を開催する。

(聴取事項)

第2条 会議において意見を聴取する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 本事業に係る事業内容等の妥当性や健全性に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、本事業について有識者等の意見を聴取することが必要な事項

(会議のメンバー)

第3条 会議のメンバーは、前条に掲げる事項に関する有識者等のうちから計画調整局長が委嘱する。

2 会議は、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。

(座長)

第4条 会議の座長は、メンバーの互選により定める。

2 座長は、会議の議事を進行する。

3 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名するメンバーがその職務を代理する。

(会議の運営)

第5条 会議の開催は、やむを得ない理由があるときは、メンバーに個別に意見を聴取することをもつてこれに代えることができる。

(守秘義務)

第6条 会議のメンバー及び第3条第2項の規定により会議に出席する者は、その職務及び会議の過程において知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。ただし、本市が公表した情報については、この限りでない。

(開催期間)

第7条 会議は、要綱の施行日から令和9年3月31日まで開催する。

(会議の公開)

第8条 会議の内容は、非公開とする。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、計画調整局開発調整部開発計画課において行う。

附 則

この要綱は、令和6年8月6日から施行する。